

「秋田県受動喫煙防止条例」制定後の秋田県の取組について

1 受動喫煙防止に向けた取組

改正健康増進法（以下「法」という。）及び秋田県受動喫煙防止条例（以下「条例」という。）で規定している施設毎の規制内容について、事業者や県民等に周知を図った。

（１）法・条例の措置に関する啓発

法・条例の趣旨や規制等の啓発のため、リーフレット等を作成・配布し、事業者や県民等に対して周知を図った。

ア 条例周知啓発リーフレット



イ 飲食店向け店舗の受動喫煙防止対策ガイドブック



ウ 事業者向け受動喫煙防止対策ハンドブック



(2) 条例を踏まえた受動喫煙防止対策の取組の促進

受動喫煙防止対策の取組を促進するため、ポスター及びステッカーを作成・配布し、事業者や県民等の意識の醸成を図った。

ア 事業所・飲食店向け利用者等への周知啓発用ポスター



イ 屋内禁煙を実施している事業所・飲食店向けステッカー・卓上ポップ



(3) 事業所への訪問による周知啓発

事業所を訪問し、法・条例の認知状況や取組状況を把握するとともに、条例の周知啓発を行った。

単位：件

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問数	64	114	274	429	29

(4) 出前講座、各種説明会での周知啓発

「あきた県庁出前講座」や、各種業界団体等の説明会において条例の周知啓発を行った。

	実施件数	参加人数
令和元年度	58	2,273
令和2年度	17	810
令和3年度	26	1,081
令和4年度	20	927
令和5年度	33	1,479
計	154	6,570

(5) 受動喫煙防止に係る県民参加型フォーラムの開催

受動喫煙防止について、県民に理解を深めてもらうためのフォーラムを開催するとともに、後日その様子を動画配信サイトで公開し、広く県民に啓発を行った。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加人数	約 90	約 70	約 50	約 60	約 50

(6) 秋田県受動喫煙防止対策支援事業補助金（令和2～3年度）

従業員を雇用する既存特定飲食提供施設が、屋内全面禁煙とする際に必要となる、喫煙所の撤去や壁紙の交換等の経費に助成した。（上限 10 万円、補助率 9/10）

単位：件

区分	相談等	補助実績
令和2年度	11	5
令和3年度	3	0

秋田県受動喫煙防止対策支援事業補助金のお知らせ

飲食店での屋内禁煙が原則義務化となりました。

標準喫煙法及び秋田県受動喫煙防止条例に基づき、令和2年4月1日から、営業場がある飲食店等は原則として屋内禁煙となりました。

これから屋内全面禁煙にしたい店舗の小規模飲食店に

最大 10万円 助成します！

対象となる店舗

喫煙の禁止（喫煙所は設置不可）が義務化された飲食店が対象です。

① 喫煙所・喫煙室の撤去、② 壁紙・カーテン等の交換

③ 上記の取組と併せて行う家具・備品の交換

④ 対象経費：補助対象事業に係る経費（工事費、外注費、備品購入費等）

⑤ 補助率：9/10

⑥ 上限額：10万円

申請の窓口

補助金の申請は、申請書と表紙に記入する必要があります。

申請書の提出は、申請書の提出先（申請先）に提出してください。

申請書の提出は、申請書の提出先（申請先）に提出してください。

申請書の提出は、申請書の提出先（申請先）に提出してください。

お問い合わせ先

秋田県健康福祉部 健康づくり推進課

〒010-8570 秋田県山王町7番1-1

TEL 018-660-1429(専用ダイヤル)

E-mail kenkou@pref.akita.lg.jp

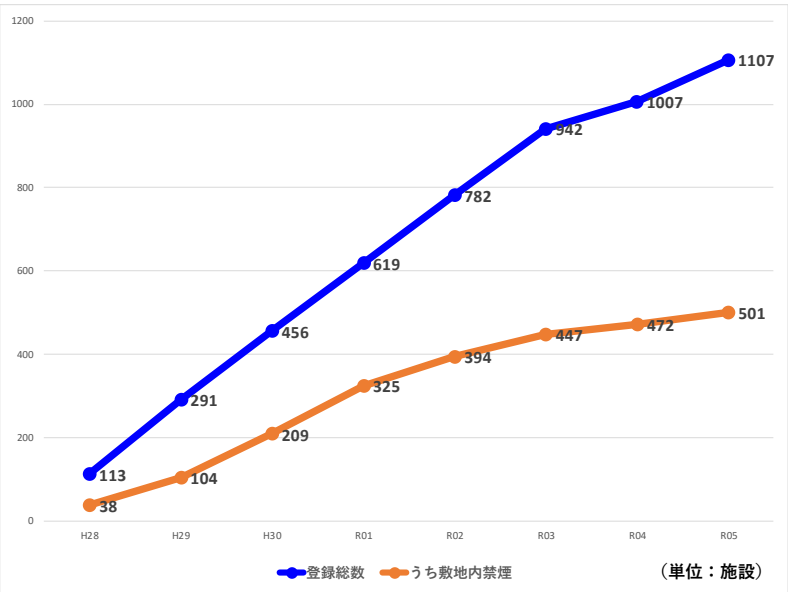
秋田 健康未来 日本一

(7)「受動喫煙防止宣言施設」の登録

受動喫煙防止対策の促進のため、市町村及び全国健康保険協会（協会けんぽ）秋田支部と共に、屋内禁煙及び敷地内禁煙に取り組む事業所を「受動喫煙防止宣言施設」として登録し、登録証を交付している。

また、登録事業所を取材し、ウェブサイト「秋田健」で、県民等に取組内容を紹介している。

なお、令和6年3月末時点の登録数は1,107施設、そのうち屋内禁煙施設は606施設、敷地内禁煙施設は501施設となっている。



(8) あきた受動喫煙ゼロ推進キャンペーンの実施

望まない受動喫煙が生じないための環境づくりや、受動喫煙による健康影響が大きい子どもをたばこの煙から守ることを目的に、賛同を得られたスーパーマーケットやコンビニエンスストア等の敷地内の屋外灰皿の一時的な撤去を行うキャンペーンを実施した。



単位：企業・店

	令和4年度		令和5年度	
	企業	店舗	企業	店舗
参加企業・店舗数	25	452	32	488
うち当該年度新規灰皿撤去(※1)	9	149	8	30
うち継続撤去(※2)	7	15	5	12

(※1) キャンペーン期間中に新たに灰皿を撤去した企業・店舗

(※2) キャンペーン終了後に継続して屋外灰皿の撤去を行った企業・店舗

2 若い世代に向けた喫煙防止に係る取組

(1) 大学生、新規就職者を対象とした啓発

① 大学・専門学校等と連携した学生等への講義

たばこの健康被害や喫煙の習慣化防止に関する啓発を行うため、大学や専門学校等を対象に講義を行った。

	学校数	講義回数	人数
令和2年度	1	1	142
令和3年度	3	4	290
令和4年度	4	5	88
令和5年度	10	13	845

② 新規就労者向けの啓発物品の作成

若い世代の喫煙防止のため、事業所、商工団体等と連携し、入学式や合同入社式等の機会を活用し、受動喫煙防止のための付箋、ポケットティッシュなどの啓発資材を配布した。

(2) 中学生に対する啓発

たばこによる健康影響を防ぐために学齢期の教育が重要であることから、中学生及びその保護者を対象とした副教材を作成し周知啓発を行った。



	配布校数	配布冊数
令和元年度	114	8,097
令和2年度	112	7,872
令和3年度	110	7,713
令和4年度	108	7,579
令和5年度	102	7,258

3 禁煙支援に係る取組

(1) 「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」に合わせた周知啓発

① 街頭キャンペーンの展開

WHOが定める「世界禁煙デー」(5/31)に合わせ、J R秋田駅中央改札口付近で啓発資材の配布を行い、喫煙及び受動喫煙による健康被害防止を呼びかけた。

② 禁煙支援に係る県民参加型フォーラムの開催

禁煙支援に向けた取組等の周知のため、「世界禁煙デー」及び厚生労働省が定める「禁煙週間」に合わせた禁煙フォーラムを開催するとともに、後日その様子を動画配信サイトで公開し、広く県民に啓発を行った。



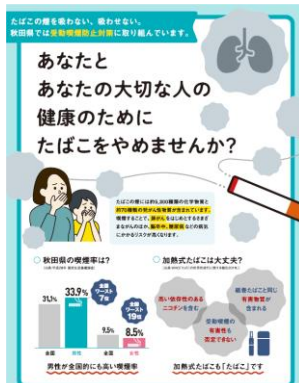
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加人数	約 100	— (※3)	約 50	約 70	約 50

(※3) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止。

(2) 子育て世代や働き盛り世代向けの禁煙啓発

① 啓発資材の作成、配布

子育て世代や働き盛り世代の喫煙率が高いことから、乳幼児のいる家庭や働き盛り世代向けに、受動喫煙が子どもに及ぼす影響等を啓発するリーフレットを作成し、市町村窓口での妊婦への母子手帳交付時や、市町村や保険者等が実施する特定健康診査、市町村等が実施する乳幼児集団健診の場で保健師等から直接配布するなどして啓発を行った。



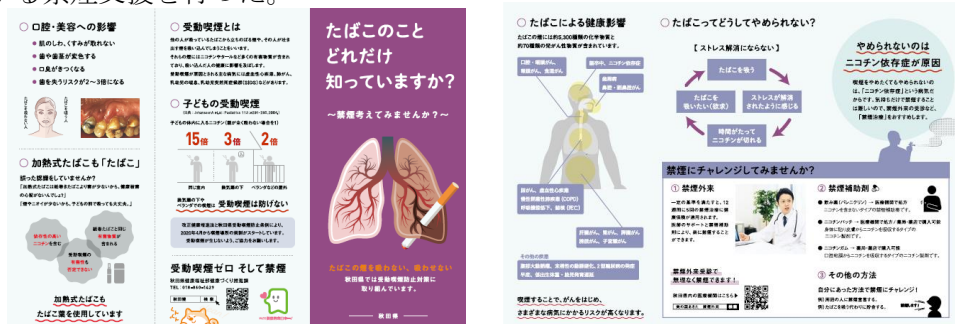
② 育児セミナーにおける講話

県内で活動する男性の育児サークルと連携し、「プレパパ・プレママ」向けの育児セミナーにおいて、乳幼児へのたばこによる健康影響に関する講話を行った。

	実施地域	参加人数
令和3年度	能代市、横手市、大仙市、仙北市、井川町、美郷町	70
令和4年度	秋田市、横手市、北秋田市	36

③ 禁煙外来の周知

禁煙外来の医療機関のリストを県のウェブサイトに掲載するとともに、禁煙啓発リーフレットに禁煙外来や禁煙補助剤の情報を掲載し、禁煙を希望している喫煙者等に対する禁煙支援を行った。



4 相談体制の整備・充実

(1) 相談体制

令和元年度から、健康づくり推進課内に相談専用ダイヤルを開設し、新たに受動喫煙防止対策推進員を4名配置し、県民及び事業者等からの相談等に対応してきた。

単位：件

	電話	来所等
令和元年度	357	6
令和2年度	348	1
令和3年度	117	0
令和4年度	89	3
令和5年度	67	0
計	978	10

(2) 法・条例に基づく通報対応

令和2年度から令和5年度までの法・条例違反に関する通報は24件あったが、現地確認の上、法・条例の内容を説明したところ、いずれも改善された。

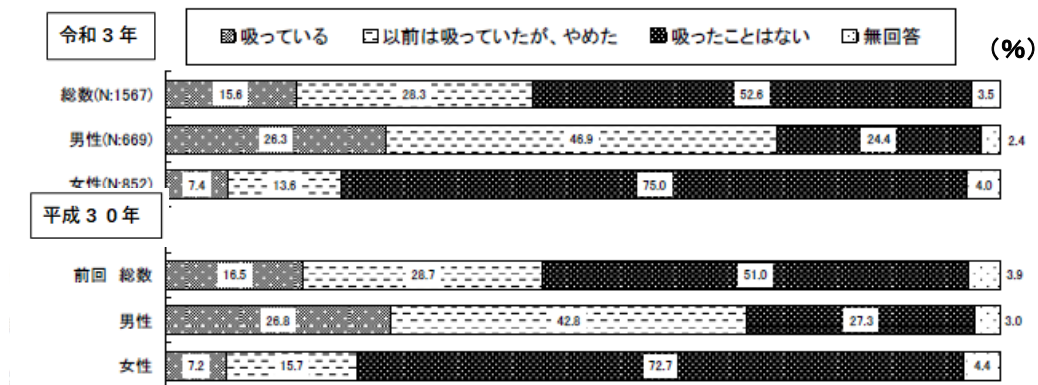
5 実態調査

(1) 県民の意識調査

県民の健康づくりに関する意識や行動等を把握し、健康づくり施策を推進するため、当課で「健康づくりに関する調査」を行っており、その中で県民の喫煙習慣に関する調査項目に関し、条例施行前の平成30年度と施行後の令和3年度の状況を比較した。

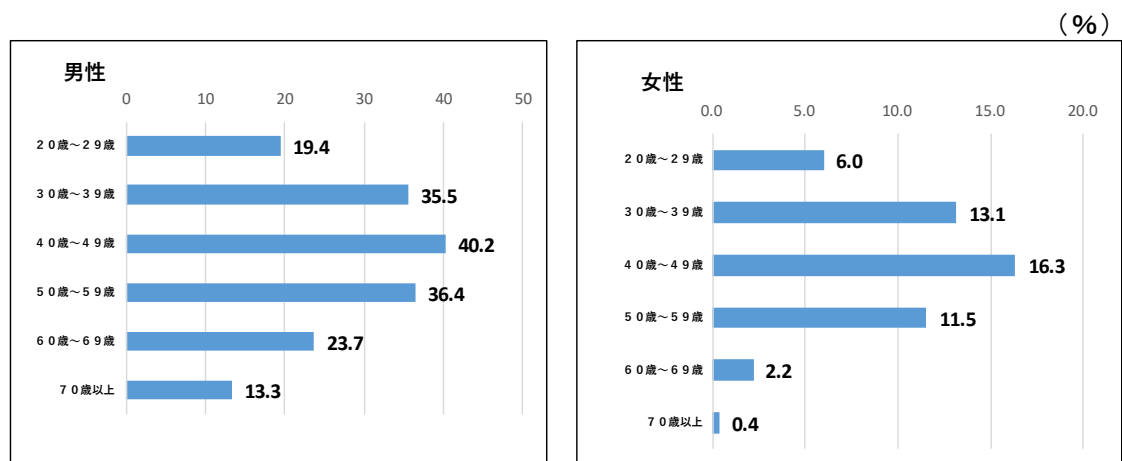
① たばこの習慣性

「吸っている」と回答した割合は、平成30年度調査の16.5%に対し、令和3年度調査では15.6%と0.9ポイント減少している。男女別に比較すると、平成30年度調査では「吸っている」の割合が男性は26.8%、女性は7.2%だったが、令和3年度調査では、男性は26.3%で0.5ポイント減少しているが、女性は7.4%で0.2ポイント増加している。



【参考】

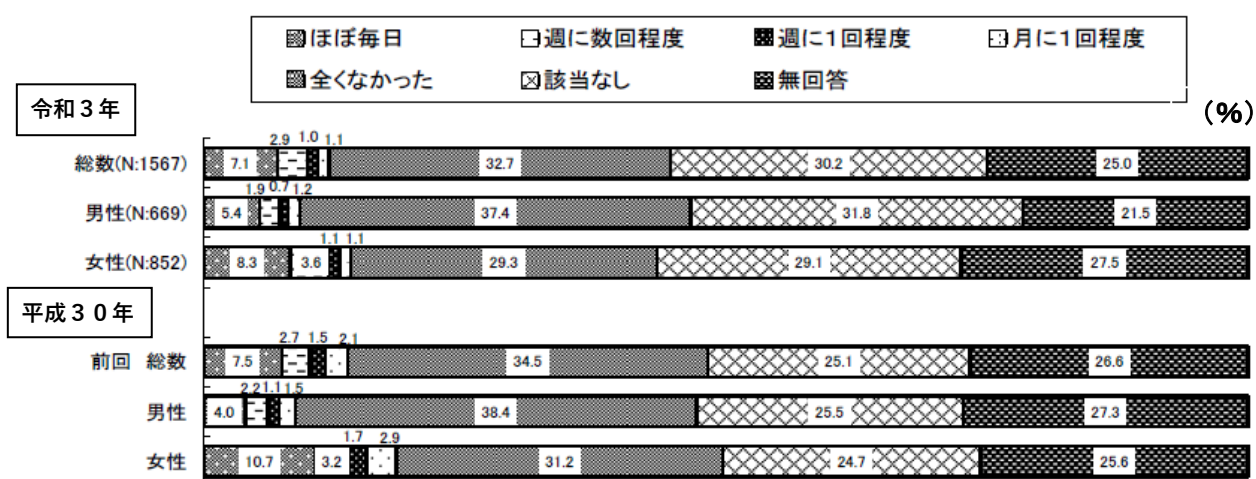
令和3年度調査における男女別年代別喫煙率



② 受動喫煙の機会の有無

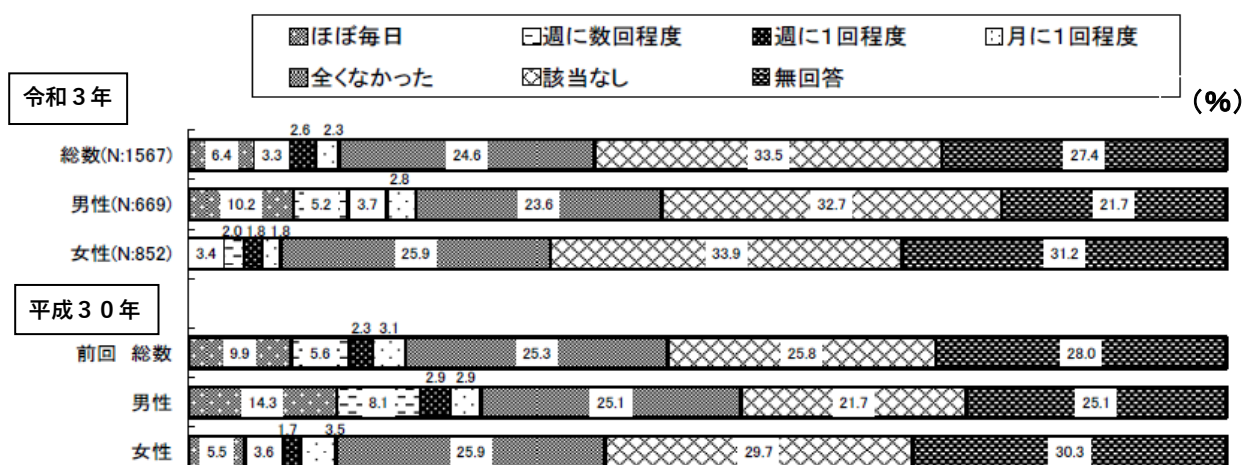
ア 家庭

「全くなかった」と回答した割合は、平成 30 年調査の 34.5%に対し、令和 3 年度調査では 32.7%と 1.8 ポイント減少している。男女別に比較すると、平成 30 年度調査では「全くなかった」の割合が男性は 38.4%、女性は 31.2%だったが、令和 3 年度調査では男性は 37.4%で 1.0 ポイント、女性は 29.3%で 1.9 ポイント、それぞれ減少している。



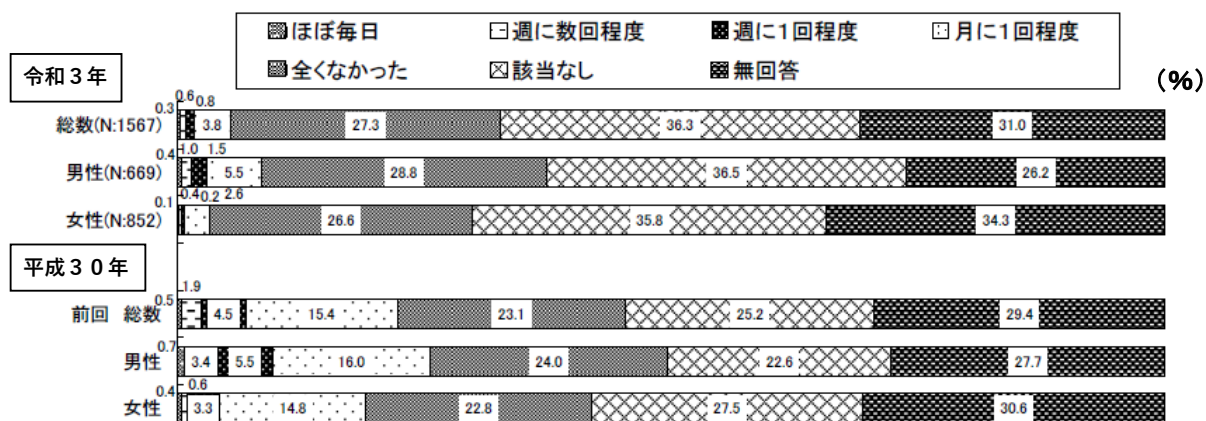
イ 職場

「全くなかった」と回答した割合は、平成 30 年調査の 25.3%に対し、令和 3 年度調査では 24.6%と 0.7 ポイント減少している。男女別に比較すると、平成 30 年度調査では「全くなかった」の割合が男性は 25.1%、女性は 25.9%だったが、令和 3 年度調査では男性は 23.6%で 1.5 ポイントの減少、女性は 25.9%と平成 30 年度と同じ割合だった。



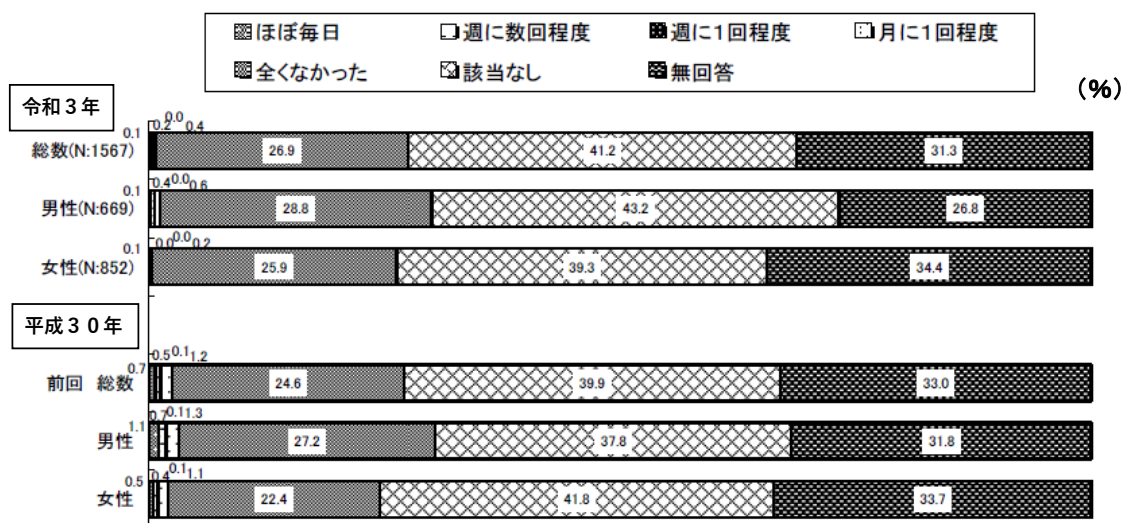
ウ 飲食店

「全くなかった」と回答した割合は、平成 30 年調査の 23.1%に対し、令和 3 年度調査では 27.3%と 4.2 ポイント増加している。男女別に比較すると、平成 30 年度調査では「全くなかった」の割合が男性は 24.0%、女性は 22.8%だったが、令和 3 年度調査では男性は 28.8%で 4.8 ポイント、女性は 26.6%で 3.8 ポイント、それぞれ増加している。



エ 行政機関

「全くなかった」と回答した割合は、平成 30 年調査の 24.6%に対し、令和 3 年度調査では 26.9%と 2.3 ポイント増加している。男女別に比較すると、平成 30 年度調査では「全くなかった」の割合が男性は 27.2%、女性は 22.4%だったが、令和 3 年度調査では男性は 28.8%で 1.6 ポイント、女性は 25.9%で 3.5 ポイント、それぞれ増加している。

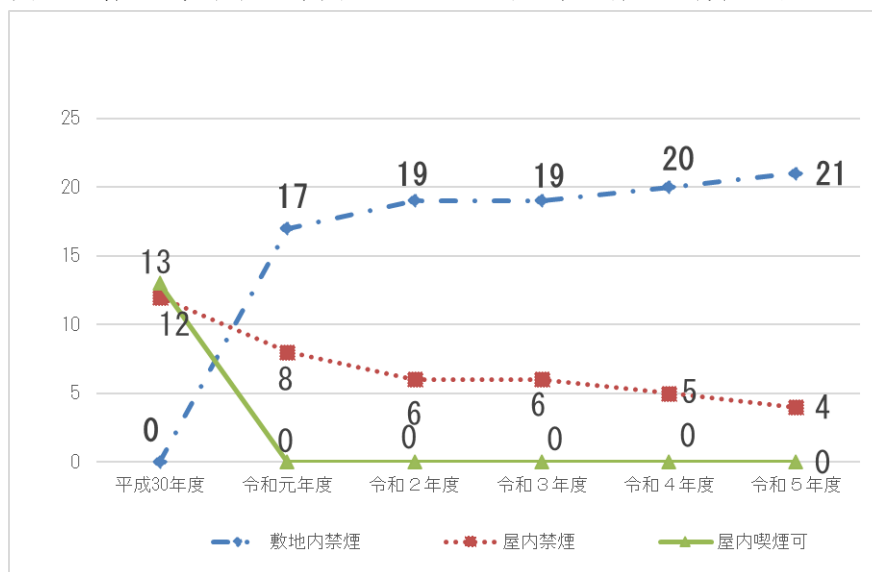


(2) 市町村庁舎等の状況

条例の規定により、行政機関の庁舎は敷地内禁煙とし特定屋外喫煙場所を設置しないことを努力義務としており、「第3期秋田県がん対策推進計画」（計画期間：平成30年度～令和5年度）では、「官公庁における敷地内禁煙の実施」が個別目標の一つであったことから、市町村庁舎等の受動喫煙防止対策の実施状況調査を行ってきた。

① 市町村本庁舎の状況

平成30年度時点では本庁舎等を敷地内禁煙にしている市町村は無かったが、令和元年度から増加し、令和5年度時点では21市町村で敷地内禁煙を実施している。



(健康づくり推進課調べ)